

ポリプロピレン製造販売業者らに対する課徴金納付命令について

平成20年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成20年6月20日、ポリプロピレン製造販売業者ら4社に対し、独占禁止法改正法（平成17年法律第35号）の経過措置により、同法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付命令を行った。

なお、本件は、平成19年8月8日に行った出光興産株式会社ほか3社（以下「4社」という。）に対する審決（平成13年（判）第15号）に係るものである。4社は、当委員会が、平成13年5月30日、後記1の違反行為について、4社及び他の事業者3社^{（注）}に対し勧告を行ったところ、この勧告を不服として審判で争っていたものである。

また、4社は、平成19年9月4日から同月7日までに、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起している。

（注）他の事業者3社については、平成13年6月27日に勧告審決を、平成15年3月31日に課徴金納付命令を行った。このうち、課徴金納付命令を不服として審判で争っていた2社に対しては、平成19年6月19日に課徴金の納付を命ずる審決を行った。

1 課徴金に係る違反行為

4社は、他の事業者3社と共同して、ポリプロピレン（原料であるナフサの価格に連動して販売価格を設定する旨の契約を締結しているものを除く。以下同じ。）の販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、我が国におけるポリプロピレンの販売分野における競争を実質的に制限していた（独占禁止法第3条の規定に違反し、同法第7条の2第1項に規定する「商品の対価に係るもの」に該当する。）。

2 課徴金納付命令対象事業者及び課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 課徴金納付命令対象事業者 | 4社 |
| (2) 課徴金額 | 3億5809万円 |

3 納期限

平成20年8月20日

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第三審査
	電話 03-3581-3383（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金額
1	出光興産株式会社(注1)	東京都千代田区丸の内 三丁目1番1号	原田 征夫	1億4215万円
2	住友化学株式会社(注2)	東京都中央区新川 二丁目27番1号	米倉 弘昌	1億1716万円
3	サンアロマー株式会社(注3)	東京都品川区東品川 二丁目2番24号	ゴダード・フォン・ イルゼマン	5097万円
4	株式会社トクヤマ	山口県周南市御影町 1番1号	中原 茂明	4781万円
合 計				3億5809万円

(注1) 出光興産株式会社は、平成16年8月1日付けで違反行為者である出光石油化学株式会社との間で出光興産株式会社を存続会社として合併した会社であることから、独占禁止法第7条の2第5項の規定により、課徴金納付命令の対象事業者となったものである。

(注2) 住友化学株式会社は、平成16年10月1日付けで住友化学工業株式会社が商号を変更したものである。

(注3) サンアロマー株式会社は、平成13年1月1日付けでモンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社が商号を変更したものである。

[参考1] 違反行為(事実)の概要及び法令の適用

第1 違反行為(事実)の概要

- 1 出光石油化学株式会社(平成16年8月に住友化学株式会社を存続会社として合併したことにより消滅)、住友化学工業株式会社(平成16年10月に住友化学株式会社に商号変更)、モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社(平成13年1月にサンアロマー株式会社に商号変更)及び株式会社トクヤマの4社並びに他のポリプロピレン製造販売業者3社(以下出光石油化学株式会社、住友化学工業株式会社、モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社及び株式会社トクヤマと合わせて「7社」という。)は、かねてから、各社の営業部長級の者による会合(以下「部長会」という。)を開催してポリプロピレンの販売に関する種々の情報交換を行い、原料であるナフサの価格(以下「ナフサ価格」という。)の上昇が予測される場合には、ポリプロピレンの販売価格の引上げについて検討するとともに、ナフサ価格の上昇を理由としてポリプロピレンの販売価格の引上げを行ってきた。7社は、平成11年11月ころ以降、主として石油化学工業協会ポリプロピレン委員会企画調査小委員会が開催される際を利用して部長会を開催していた。
- 2 (1) 7社は、平成12年1月に入ってもナフサ価格が上昇していたことから、同月21日ころ、同年2月7日ころ及び同月21日ころに開催した部長会において、その都度、同年4月以降のナフサ価格の見通しについて情報交換するとともに、同年4月以降のポリプロピレン(ナフサリンク方式により販売価格を設定しているものを除く。以下3までにおいて同じ。)の販売価格の引上げについて、各社の意思の合致を得るべく検討を行っていたところ、同年3月6日ころ、東京都千代田区所在の石油化学工業協会会議室で開催した部長会において、同年4月以降のナフサ価格が、ポリプロピレンの販売価格を1キログラム当たり10円引き上げることが可能な水準となる見通しであるとして、ポリプロピレンの販売価格を引き上げることで各社の意見が一致し、もって、同年4月以降、ポリプロピレンの需要者向け販売価格を1キログラム当たり10円を目途に引き上げることが合意した。
次いで、7社は、平成12年3月17日ころ日本ポリケム株式会社(以下「日本ポリケム」という。)本社会議室において開催した部長会等において、各社におけるポリプロピレンの販売価格引上げについて、社内手続の進ちょく状況、引上げ額、実施日及び対外発表の時期をそれぞれ表明すること等により前記の合意を確認した。さらに、7社は、同部長会等において、ポリプロピレンの販売価格の引上げをより確実にを行うため、各社が価格引上げ交渉を分担し、責任を持って価格を引き上げる大手の需要者(以下「責任分担ユーザー」という。)を取り決めることとし、各社において選択した案を次回の部長会に持ち寄ることとした。
- (2) 7社は、平成12年3月27日ころ、東京都中央区所在の飲食店「天山」において開催した部長会において、各社が持ち寄った案に基づき各社の責任分担ユーザーを取り決めるとともに、これらに対する価格引上げ交渉をそれぞれが責任を持って行うこととした。
- (3) 7社は、前記2(1)及び(2)に基づき、それぞれ平成12年3月中旬ないし4月上旬以降、取引先販売業者及び需要者に対しポリプロピレンの販売価格を引き上げる旨通知し、責任分担ユーザー等の需要者との間で、直接又は販売業者を通じて価格引上げ交渉を行うとともに、同年4月以降開催した部長会において、責任分担ユーザー等の需要者に対する価格引上げ交渉の進ちょく状況について情報交換し、引き続き価格引上げ交渉を継続することを確認していた。その際、7社は、1キログラム当たり10円を目途に価格引上げ交渉を継続するものの、交渉が難航している需要者に対しては交渉の早期決着を図るため、実質1キログラム当たり5円の価格引上げで需要者との間の交渉を決着させてもやむを得ないこととした。
- 3 7社は、前記2により、平成12年4月以降、ポリプロピレンの販売価格を引き上げていた。
- 4 本件について、平成12年5月30日、当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ、チッソ株式会社は同年9月5日ころ、日本ポリケムは同月7日ころ、株式会社グランドポリマーは同月22日ころ、それぞれ、前記2(1)の合意から離脱する旨等を前記2の行為に参加した他の各社に文書により通知した。日本ポリケムは、これに加え、平成12年10月25日ころまでに、自社の取引先販売業者及び需要者に対し、前記2の行為から離脱した旨通知している。このような経緯で、本件違反行為は5月30日以降遅くとも10月25日までの間に違反行為者全員についてなくなり、本件合意もそのころ消滅した。

第2 法令の適用

7社は、共同して、前記第1の2に記載するポリプロピレンの販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、我が国におけるポリプロピレンの販売分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

[参考2] 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

平成十七年改正法附則

（施行日前に勧告等があった場合についての経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四十八条の二第四項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があった場合における当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続（速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。）、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

旧法の規定

〔定義〕

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章〔事業者団体〕の規定の適用については、これを事業者とみなす。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六（小売業については百分の二、卸売業については百分の一とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

前項の場合において、当該事業者が次のいずれかに該当するときは、同項中「百分の六」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」とする。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人

- 以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 第一項の規定による命令を受けたものは、前二項に定める課徴金を納付しなければならない。
- 第一項又は第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 第一項に規定する違反行為をした事業者が会社である場合において、当該会社が合併により消滅したときは、当該会社がした違反行為は、合併後存続し、又は合併により設立された会社がした違反行為とみなして、前各項の規定を適用する。
- 実行期間の終了した日から三年を経過したとき（当該違反行為についての審判手続が開始された場合にあつては、当該審判手続が終了した日から一年を経過したとき（当該一年の経過が当該実行期間の終了した日から三年を経過する日前に到来したときは、当該三年を経過したとき））は、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。ただし、当該違反行為について第四十八条の二第一項〔課徴金の納付命令〕の規定により課徴金を国庫に納付することを命じた後においては、この限りでない。

〔課徴金の納付命令〕

- 第四十八条の二 公正取引委員会は、第七条の二第一項〔事業者に対する課徴金〕（第八条の三〔構成事業者に対する課徴金〕において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する事実があると認める場合には、事業者又は事業者団体の構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者。以下この条において同じ。）に対し、第七条の二第一項又は第二項に定める課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為について審判手続が開始された場合には、審判手続が終了した後でなければ命ずることができない。
- 前項の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎、課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載した課徴金納付命令書の謄本を送達して行う。
- 前項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発した日から二月後に定めなければならない。
- 公正取引委員会は、納付命令をしようとするときは、当該事業者又は事業者団体の構成事業者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 納付命令に不服があるものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、課徴金納付命令書の謄本の送達があつた日から三十日以内に、公正取引委員会に対し、当該事件について、審判手続の開始を請求することができる。
- 納付命令（第八条第一項第一号〔事業者団体による競争の実質的制限〕又は第二号〔事業者団体の国際的協定又は契約〕の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対する納付命令を除く。）は、前項に規定する期間を経過した後は、第二十六条〔損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、消滅時効〕の規定の適用については、当該違反行為について前条第四項〔勧告審決〕、第五十三条の三〔同意審決〕又は第五十四条〔審

判審決)の規定による審決がされた場合を除き、確定した審決とみなす。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(抄)

(昭和五十二年政令第三百十七号)

平成十七年改正前の規定

(法第七条の二第一項の政令で定める売上額の算定の方法)

第五条 法第七条の二第一項(法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条で定めるものを除き、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額を控除するものとする。

- 一 実行期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部の控除があつた場合 控除した額
- 二 実行期間において商品の返品があつた場合 返品された商品の対価の額
- 三 商品の引渡し又は役務の提供の相手方に対し引渡し又は提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によつて明らかな契約(一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。)があつた場合 実行期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額(一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によつて算定すべき場合にあつては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額)